

第37回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年7月30日（金）

午後7時から

場所：本庁舎5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

（1）新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

（2）緊急事態措置について

（3）緊急事態宣言の発令に伴う県の主な取組等について

（4）病床計画におけるフェーズについて

（5）その他

3 閉 会

第37回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

令和3年7月30日（金）

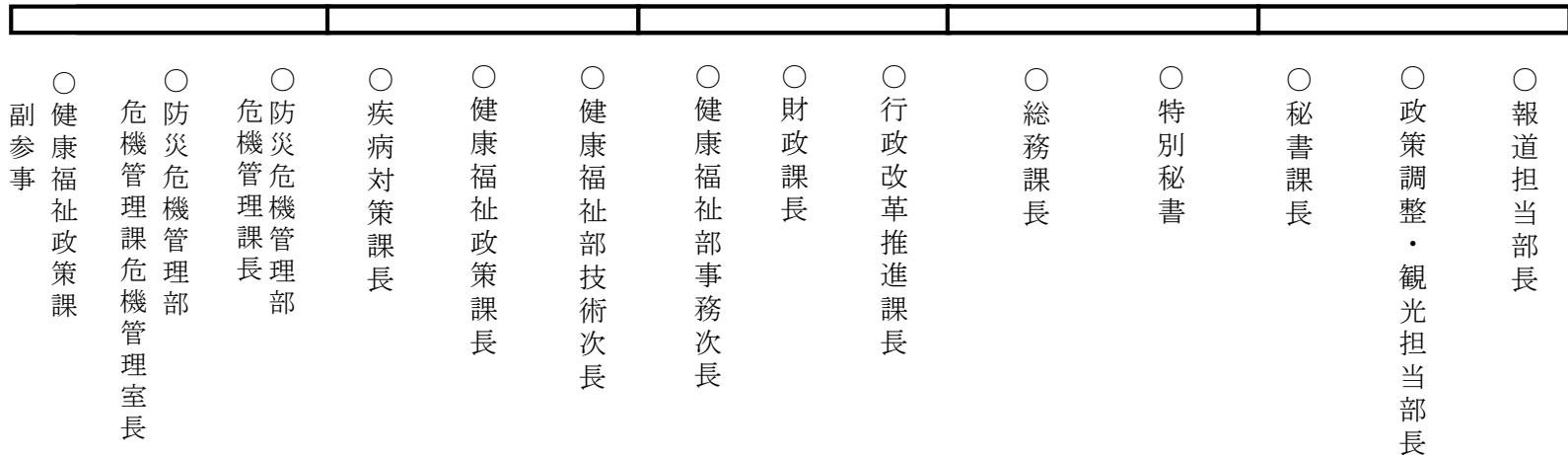
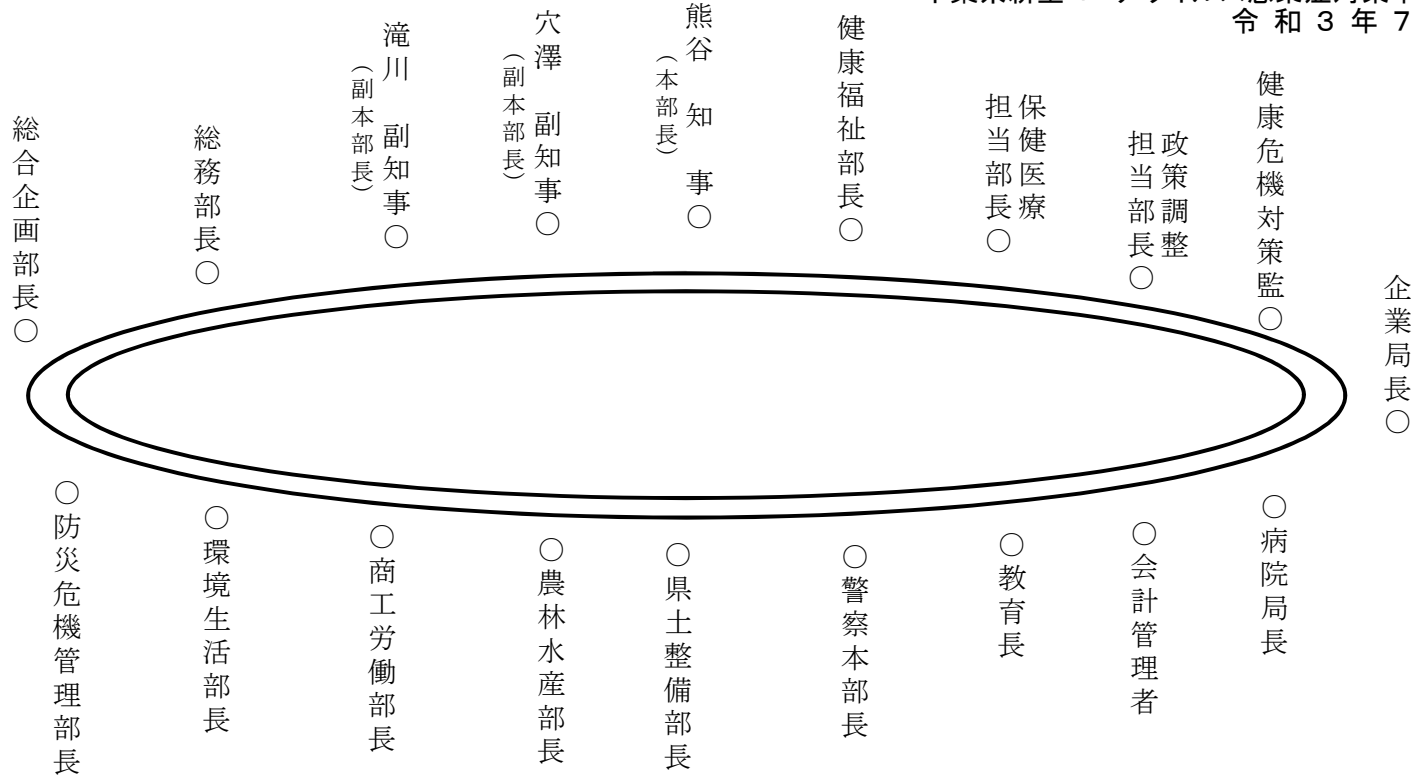
本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	政策調整担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

オブザーバー	千葉市長
	船橋市長
	柏市長
	千葉県市長会長
	千葉県町村会長

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次
令和3年7月30日

オブザーバー
(WEB参加)

千葉市
船橋市
柏市
市長会
町村会



新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和3年7月30日(金)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

千葉県の感染状況等 [7月29日時点]

項目	本日の数値 (7月29日)	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
1 感染の状況			
(1) 新規感染者数(直近7日間平均)	425.9 人	—	—
(2) 直近1週間と先週1週間の比較	1.61	—	—
(3) 新規感染者数 (直近7日間合計 10万人当たり)	47.63人	15人/10万人 /週以上	25人/10万人 /週以上
(4) 直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	6.7% (199 / 2981)	—	—
(5) 感染経路不明率	65.2% (1945 / 2981)	50%以上	50%以上
(6) PCR陽性率	10.69% (7月26日 時点)	5%以上	10%以上
2 医療提供体制の負荷			
(1) 病床のひっ迫具合(病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	48.5% (618 / 1275)	20%以上	50%以上
(2) 入院率 (入院者数/療養者数)	18.1% (618 / 3414)	40%以下	25%以下
(3) 病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	26.7% (27 / 101)	20%以上	50%以上
(4) 療養者数 人口10万人当たりの全療養者数	54.55人	20人/10万人 以上	30人/10万人 以上
(5) ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	46.4% (470 / 1012)	—	—

注1) 1(1)(2)(4)、2(5)以外は政府の指標

注2) 2(4) 療養者数は、入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数

千葉県感染症状況等の推移 [7月29日時点]

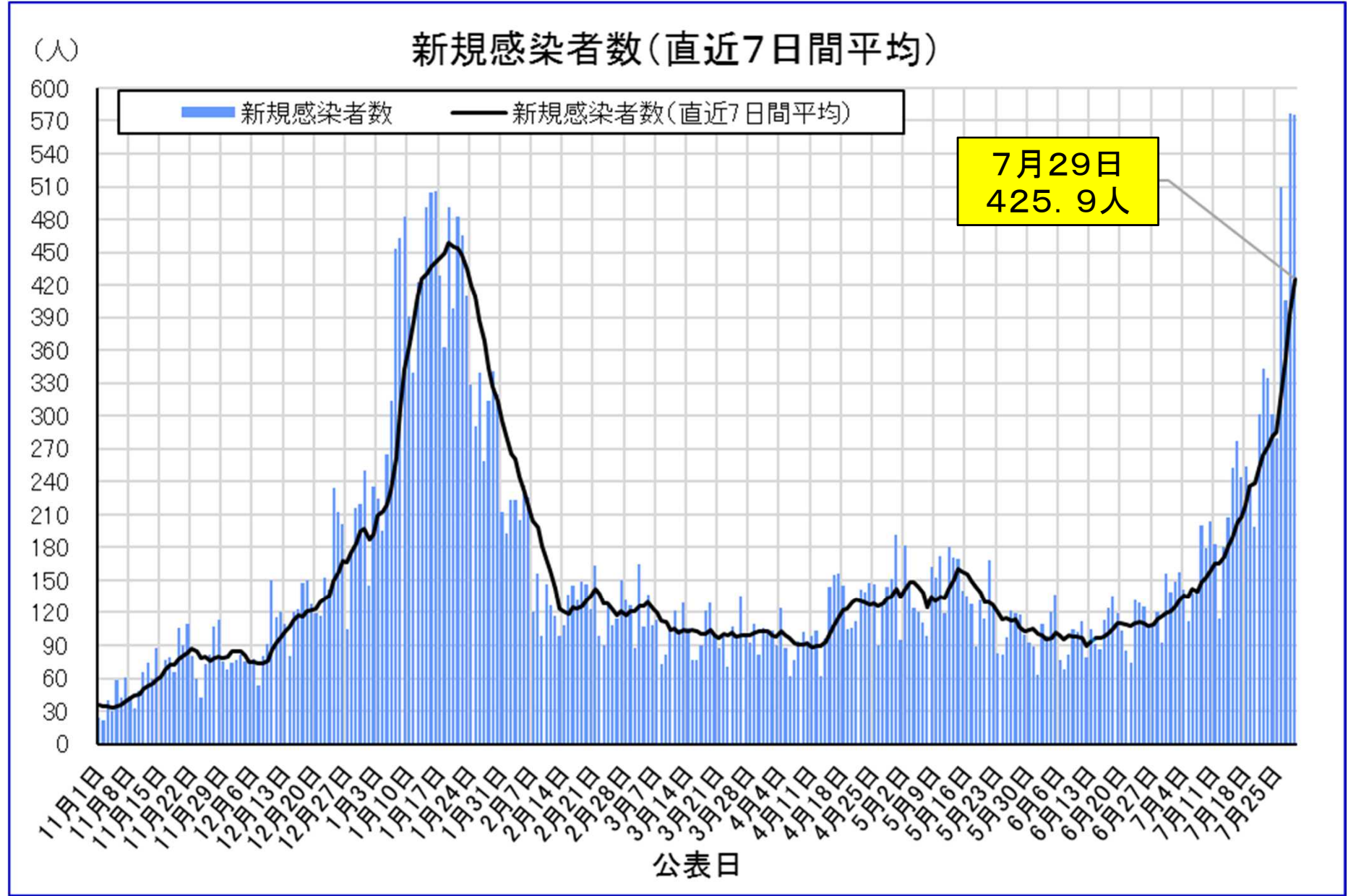
項目	5/27	6/3	6/10	6/17	6/24	7/1	7/8	7/15	7/22	7/29
新規感染者数（直近7日間平均）	114.3	95.9	98.6	101.4	110.9	121.4	148.0	188.7	264.7	425.9
直近1週間と先週1週間の比較	0.88	0.84	1.03	1.03	1.09	1.10	1.22	1.28	1.40	1.61
新規感染者数 （直近7日間合計 10万人当たり）	12.78	10.72	11.02	11.34	12.40	13.58	16.55	21.11	29.61	47.63
直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	14.5%	11.5%	13.5%	12.3%	12.4%	10.6%	9.8%	12.0%	8.5%	6.7%
感染経路不明率	58.9%	57.5%	56.8%	57.6%	55.7%	56.8%	58.6%	58.2%	60.5%	65.2%
PCR陽性率	3.76%	4.08%	4.46%	3.99%	5.10%	3.76%	5.18%	5.92%	8.25%	10.69%
	(5/24時点)	(5/31時点)	(6/7時点)	(6/14時点)	(6/21時点)	(6/28時点)	(7/5時点)	(7/12時点)	(7/19時点)	(7/26時点)
病床のひっ迫具合（病床全体） 現時点の確保病床数の占有率	27.1%	23.2%	27.3%	24.6%	26.3%	29.7%	29.8%	39.0%	42.6%	48.5%
病床のひっ迫具合（うち重症者用病床） 現時点の確保病床数の占有率	22.3%	19.1%	18.8%	19.8%	18.8%	17.8%	15.8%	16.8%	17.8%	26.7%
療養者数 （人口10万人当たりの全療養者数）	16.92	14.49	15.16	14.68	15.61	17.21	19.46	25.05	35.55	54.55
ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	31.0%	25.1%	23.9%	22.3%	26.6%	29.2%	37.0%	39.8%	48.5%	46.4%
中等症Ⅱ（重症者以外で酸素投与が必要な患者）数 ※病院からの報告ベース	116	101	108	109	107	123	102	150	160	237

政府のステージⅢの指標

政府のステージⅣの指標

新規感染者数（直近7日間平均）

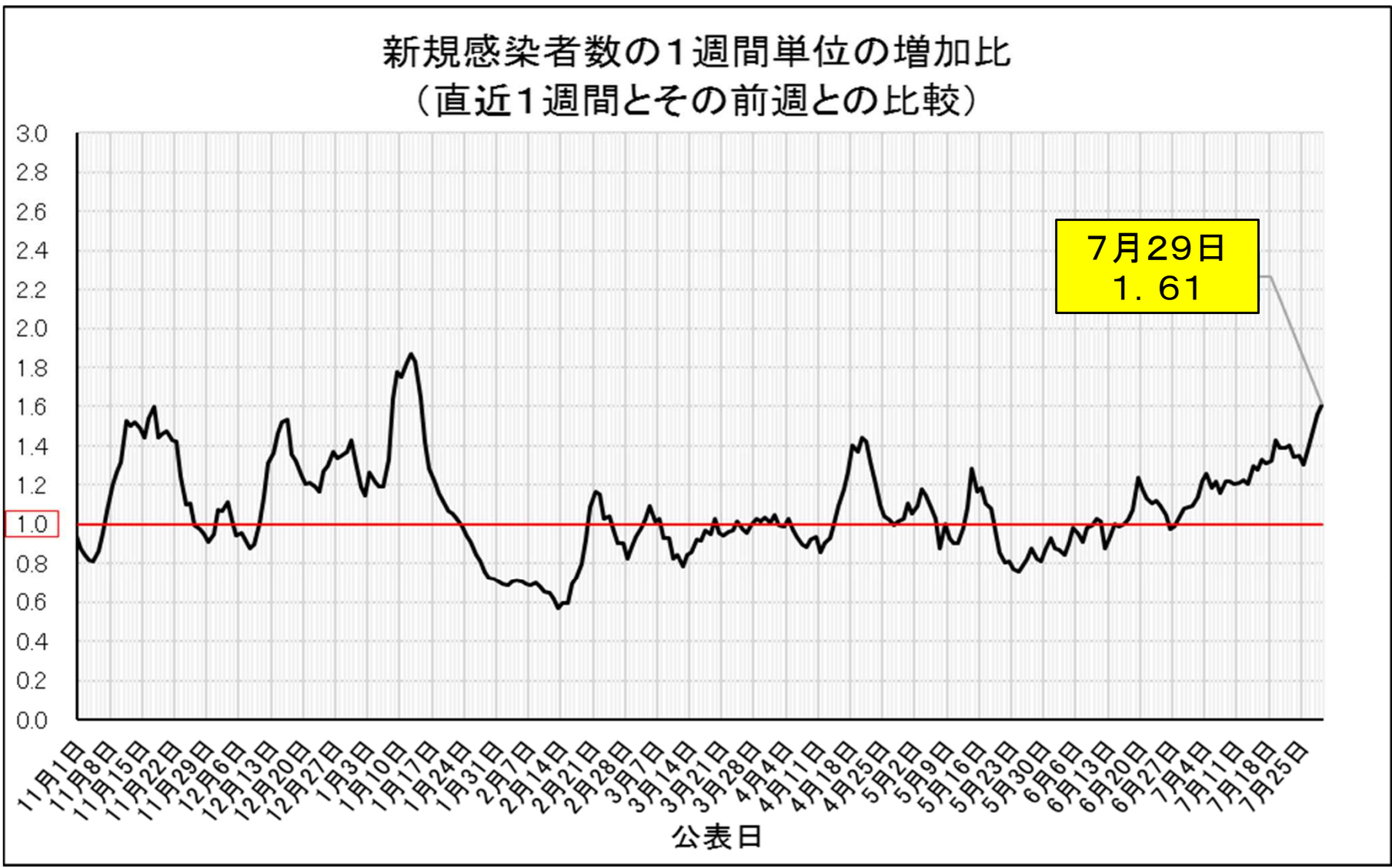
○ 新規感染者数(直近7日間平均)は、令和3年5月中旬以降、減少傾向となったが、6月後半から増加傾向となり、7月29日時点では425.9人となっている。



新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)

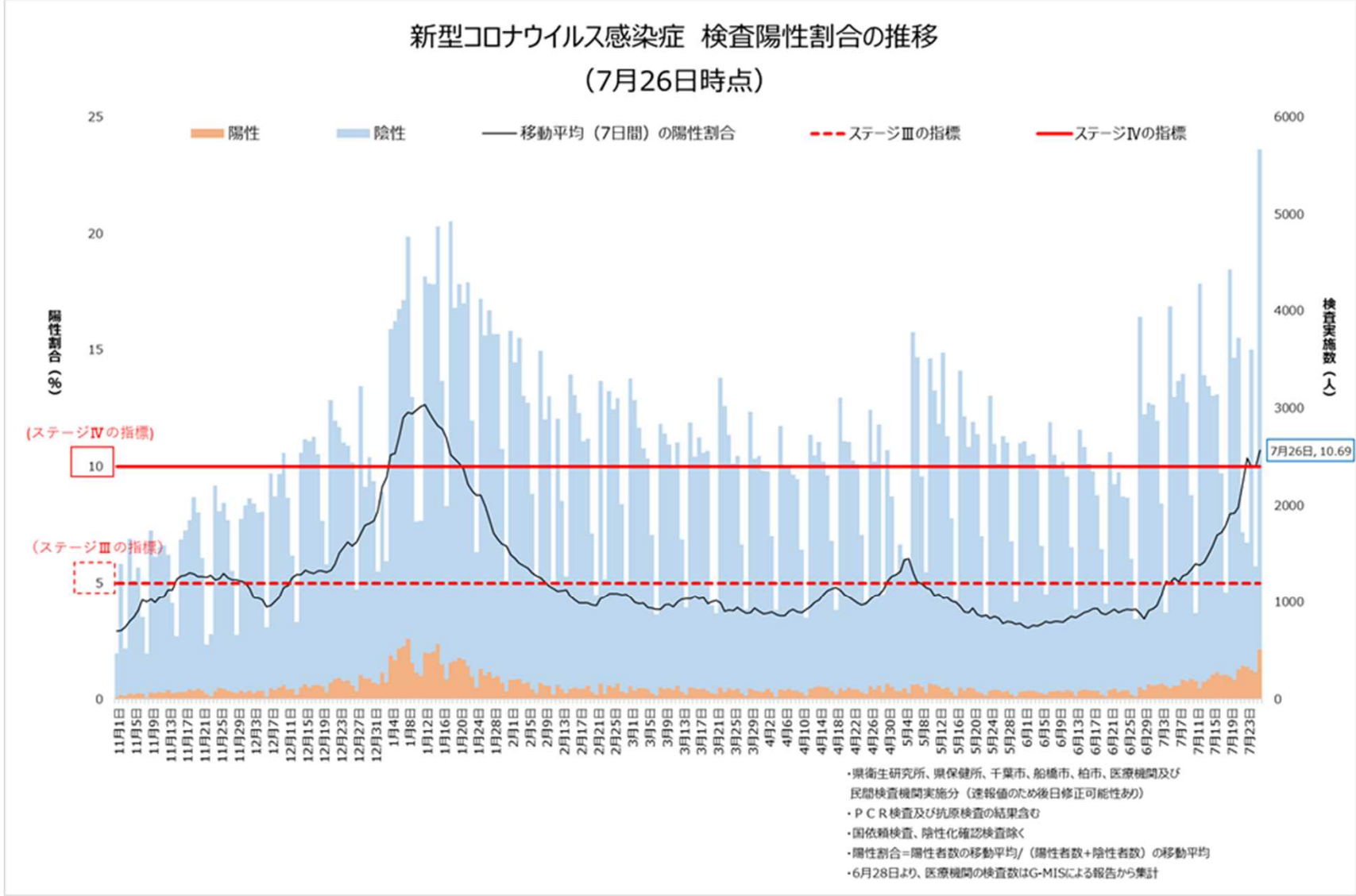
○ 新規感染者数の1週間単位の増加比は、令和3年5月下旬から徐々に増加し、7月29日現在は1.61となっている。

(※1未満の場合は前週よりも減少、2の場合は前週より倍増)



PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、5月上旬から減少傾向であったが、6月以降徐々に増加し、直近1週間の平均は10.69%となっている。

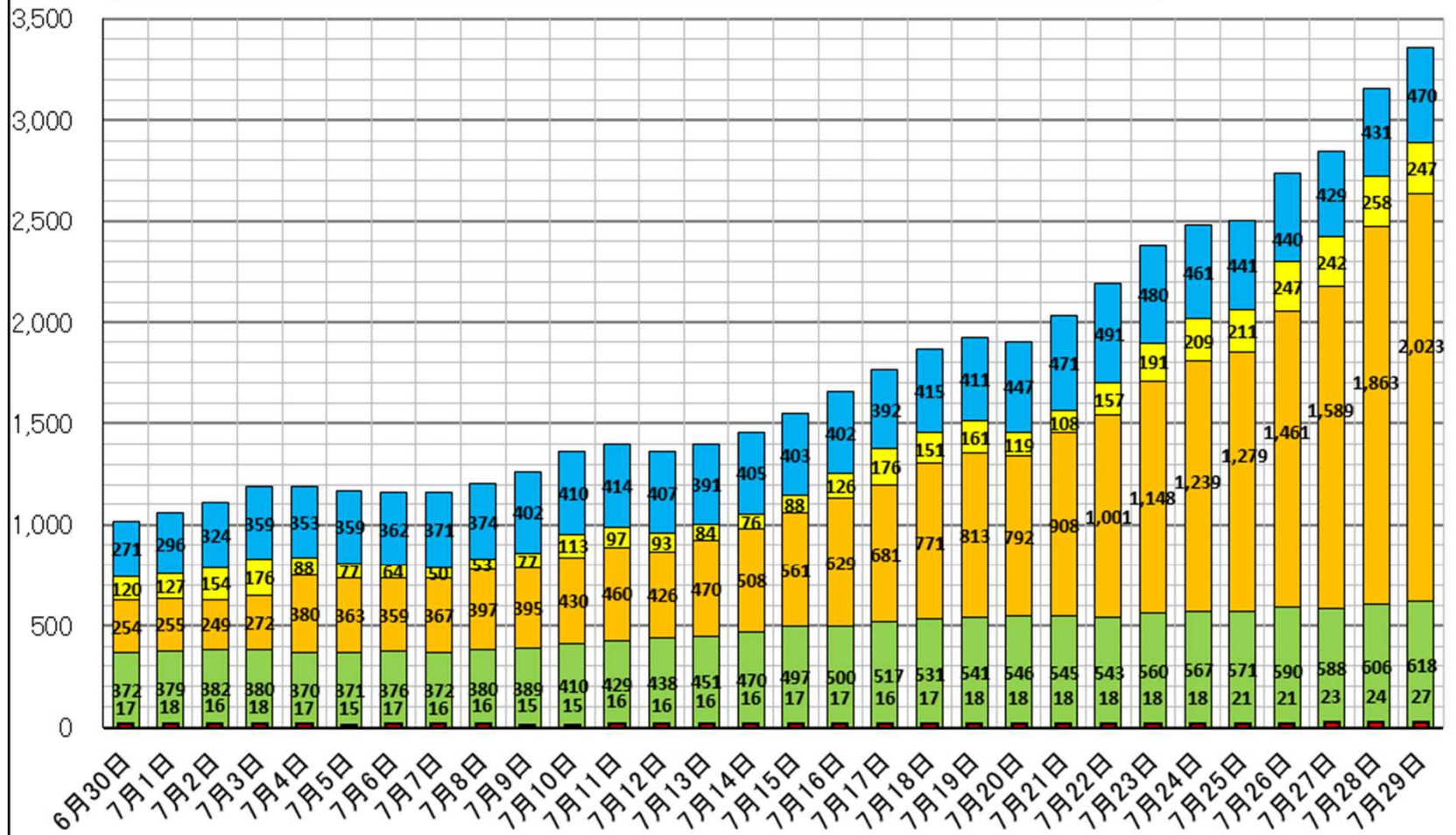


期間	陽性割合
6/1 ～6/7	3.29%
6/8 ～6/14	3.59%
6/15 ～6/21	3.73%
6/22 ～6/28	3.67%
6/29 ～7/5	5.02%
7/6 ～7/12	5.76%
7/13 ～7/19	7.97%
7/20 ～7/26	10.69%

感染者の状況別内訳

新型コロナウイルス感染者数の推移(公表日別)

■ 入院中
 ■ 自宅療養
 ■ 入院・ホテル療養等調整中
 ■ ホテル療養
 ■ 施設内療養
 ■ 重症



療養が必要な方 : 3,358名

ホテル療養	470名
入院・ホテル療養調整中	247名
自宅療養	2,023名
入院中 (うち重症)	618名 (27名)

公表日

重症患者は入院中患者の内数
退院、療養解除、死亡、その他を除く

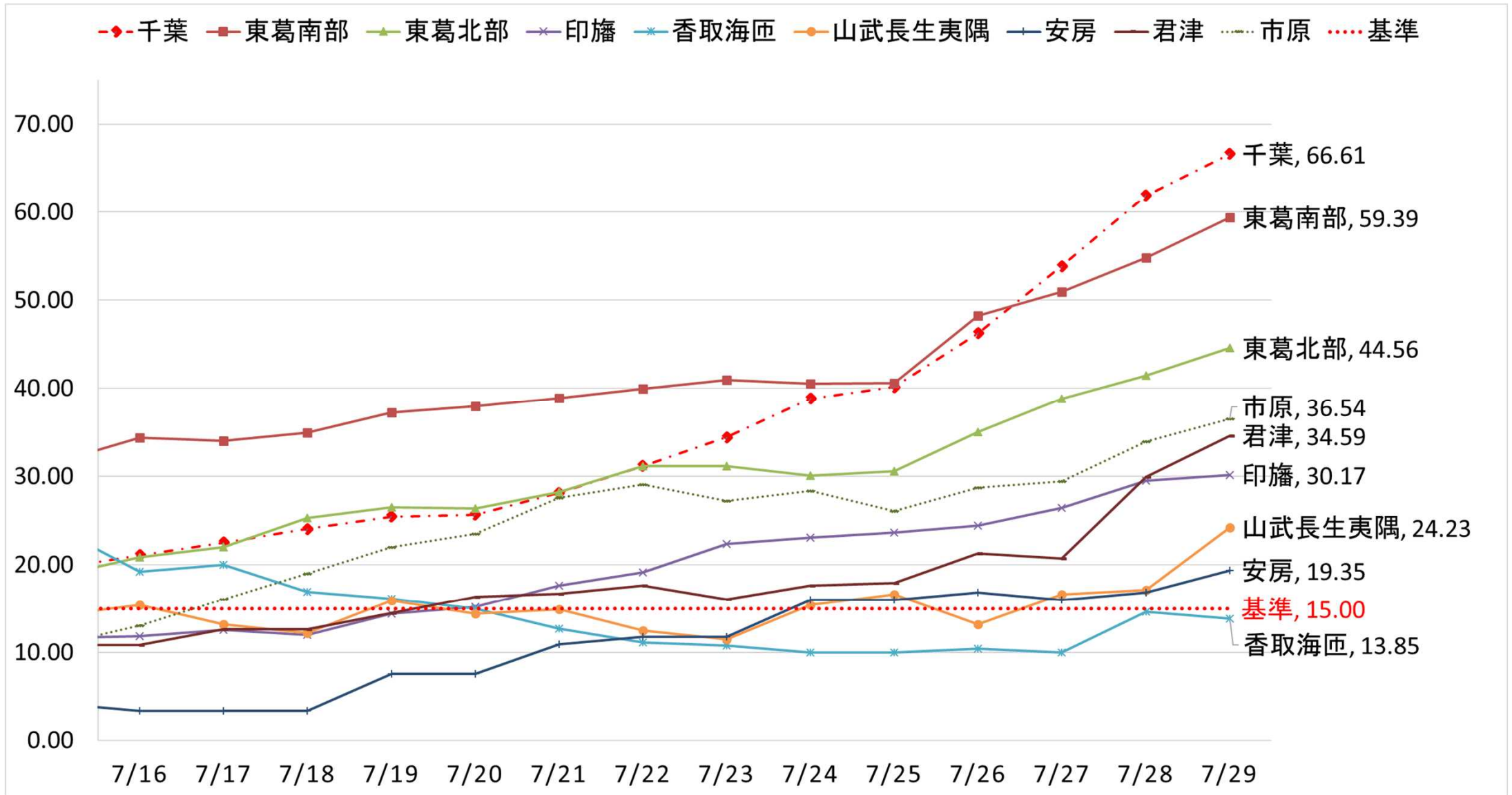
新規感染者の公表数（令和3年6月28日～）

()内は直近7日間の合計
 []内は直近1週間とその前週との比較

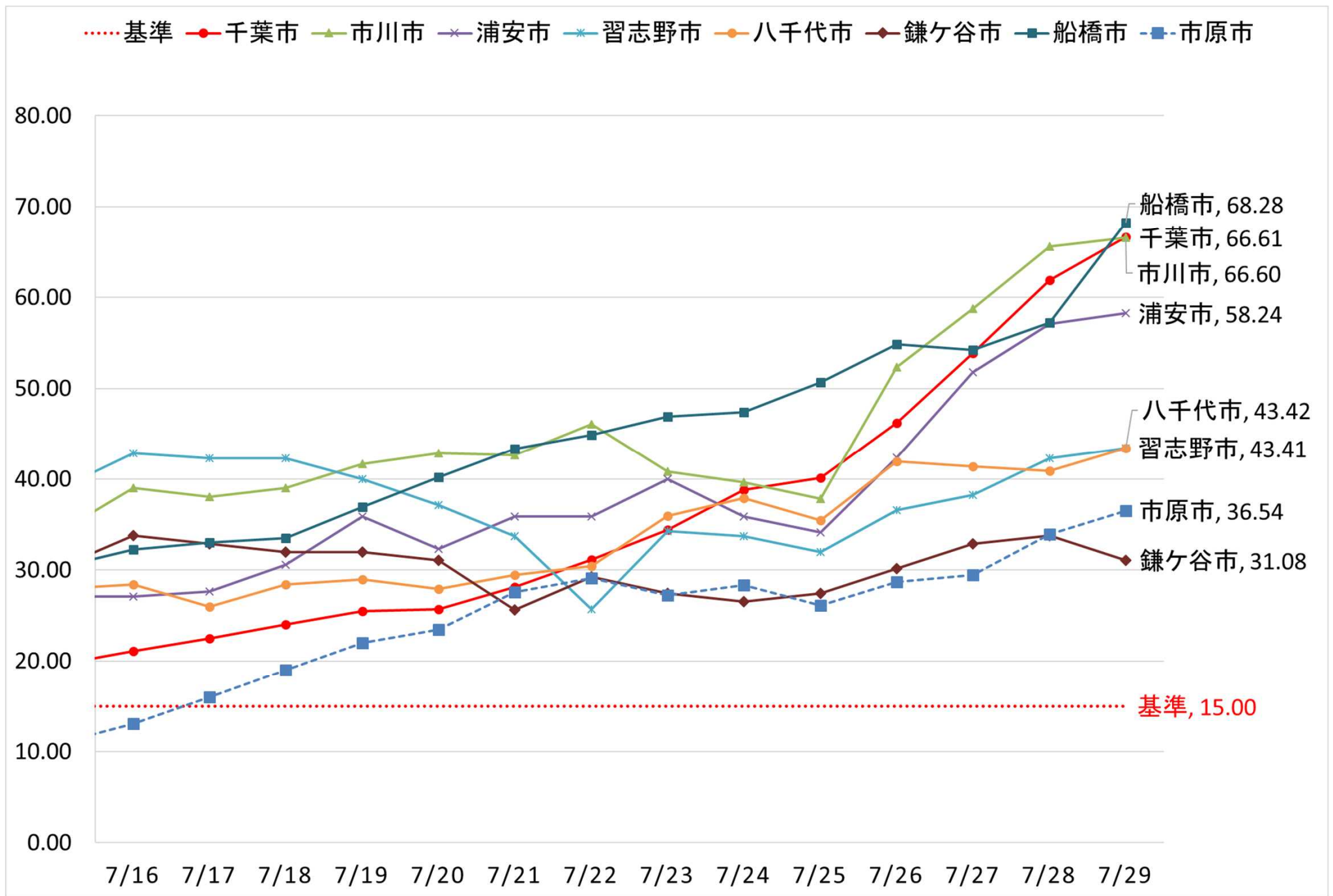
	月	火	水	木	金	土	日
7月	28日	29日	30日	1日	2日	3日	4日
	121名 (797名)	92名 (815名)	156名 (840名)	139名 (850名)	149名 (873名)	157名 (922名)	141名 (955名)
	[1.04]	[1.08]	[1.09]	[1.10]	[1.14]	[1.22]	[1.25]
	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
	112名 (946名)	138名 (992名)	139名 (975名)	200名 (1036名)	179名 (1066名)	204名 (1113名)	183名 (1155名)
	[1.19]	[1.22]	[1.16]	[1.22]	[1.22]	[1.21]	[1.21]
	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
	114名 (1157名)	180名 (1199名)	208名 (1268名)	253名 (1321名)	277名 (1419名)	244名 (1459名)	254名 (1530名)
	[1.22]	[1.21]	[1.30]	[1.28]	[1.33]	[1.31]	[1.32]
	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日
234名 (1650名)	199名 (1669名)	302名 (1763名)	343名 (1853名)	334名 (1910名)	301名 (1967名)	279名 (1992名)	
[1.43]	[1.39]	[1.39]	[1.40]	[1.35]	[1.35]	[1.30]	
8月	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1日
	509名 (2267名)	405名 (2473名)	577名 (2748名)	576名 (2981名)			
	[1.37]	[1.48]	[1.56]	[1.61]			

※ 赤色は前週と比較して増加
 青色は前週と比較して減少

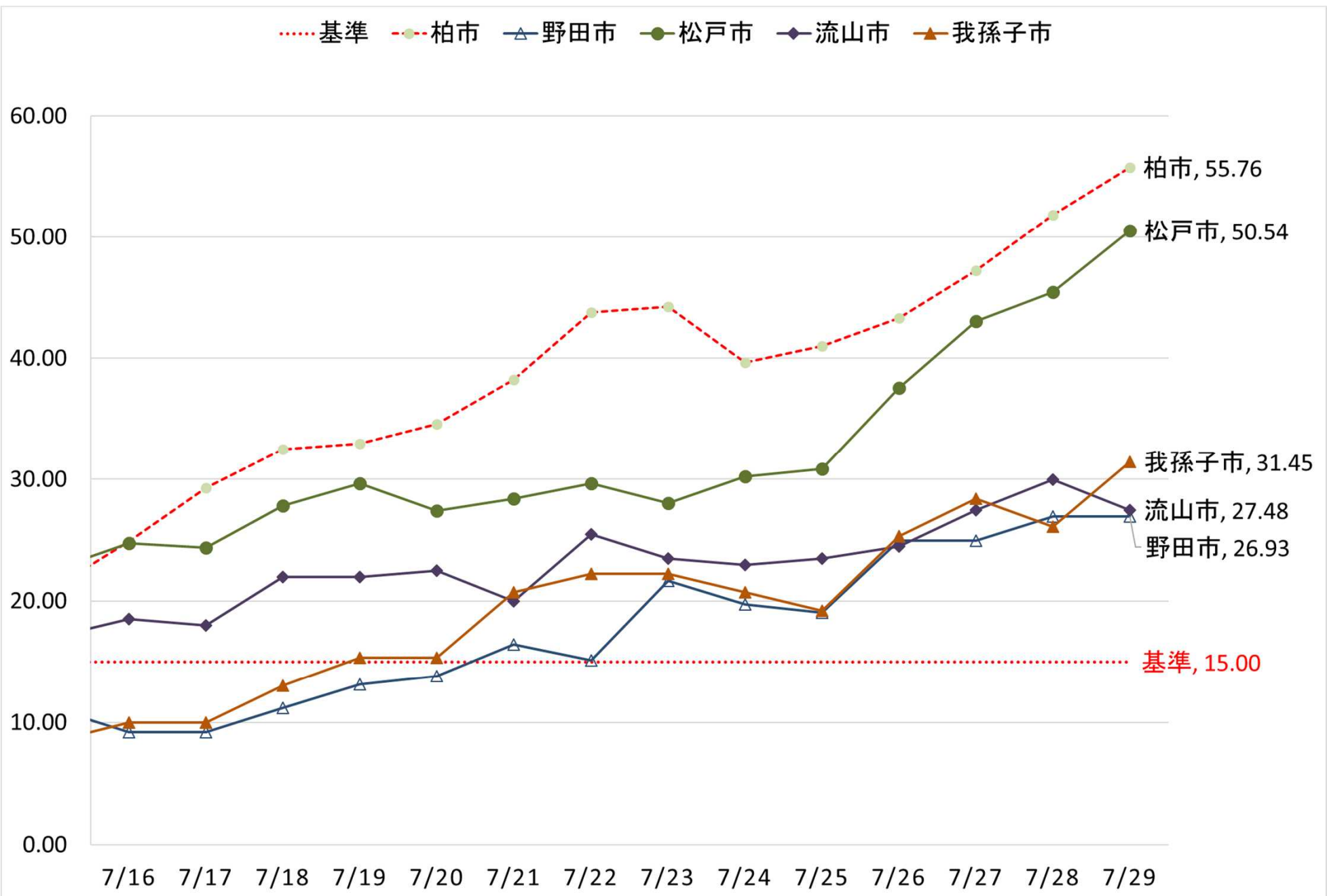
2次医療圏別 1週間当たり人口10万人当たり新規感染者数



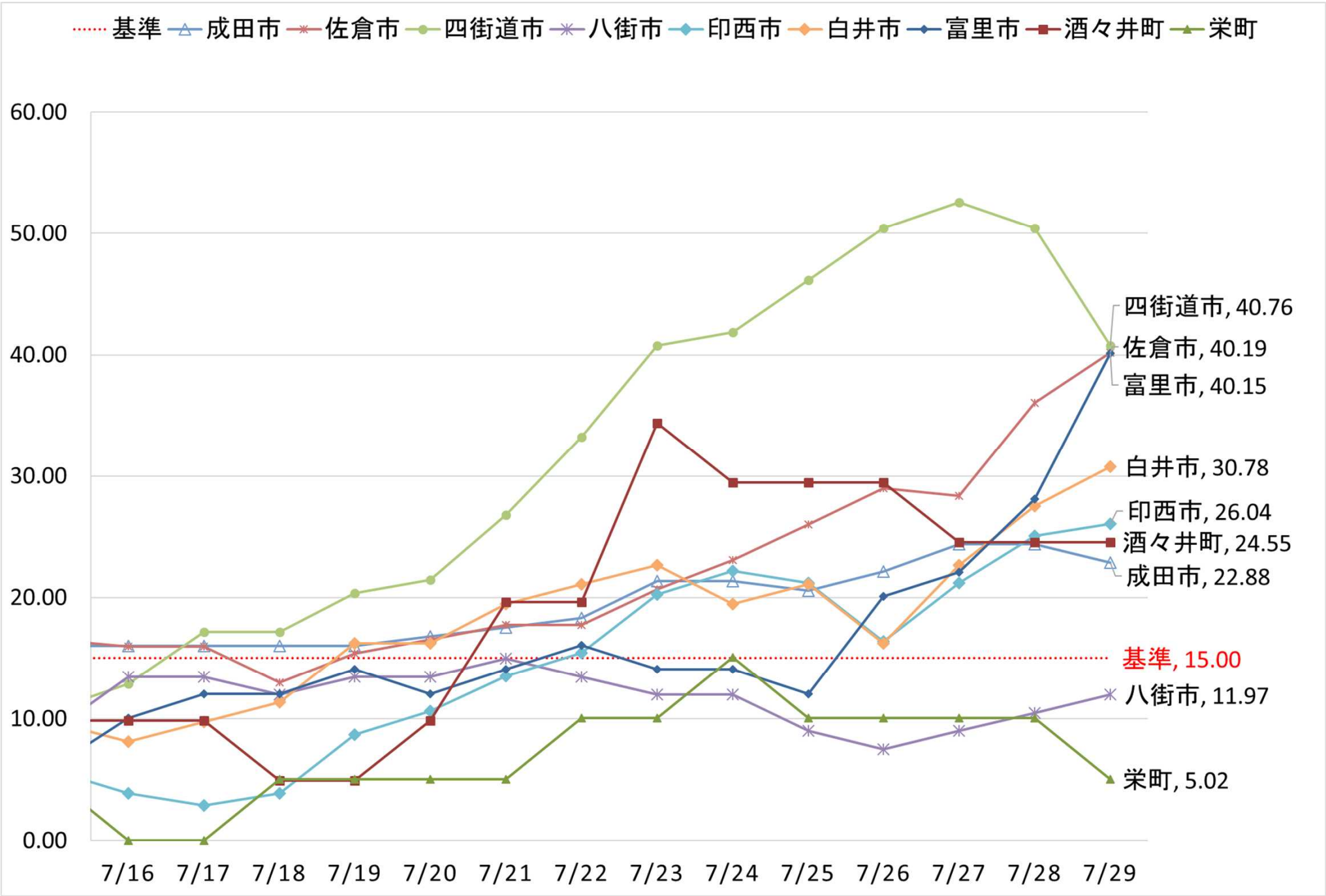
市町村別 1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数（千葉、東葛南部、市原地域）



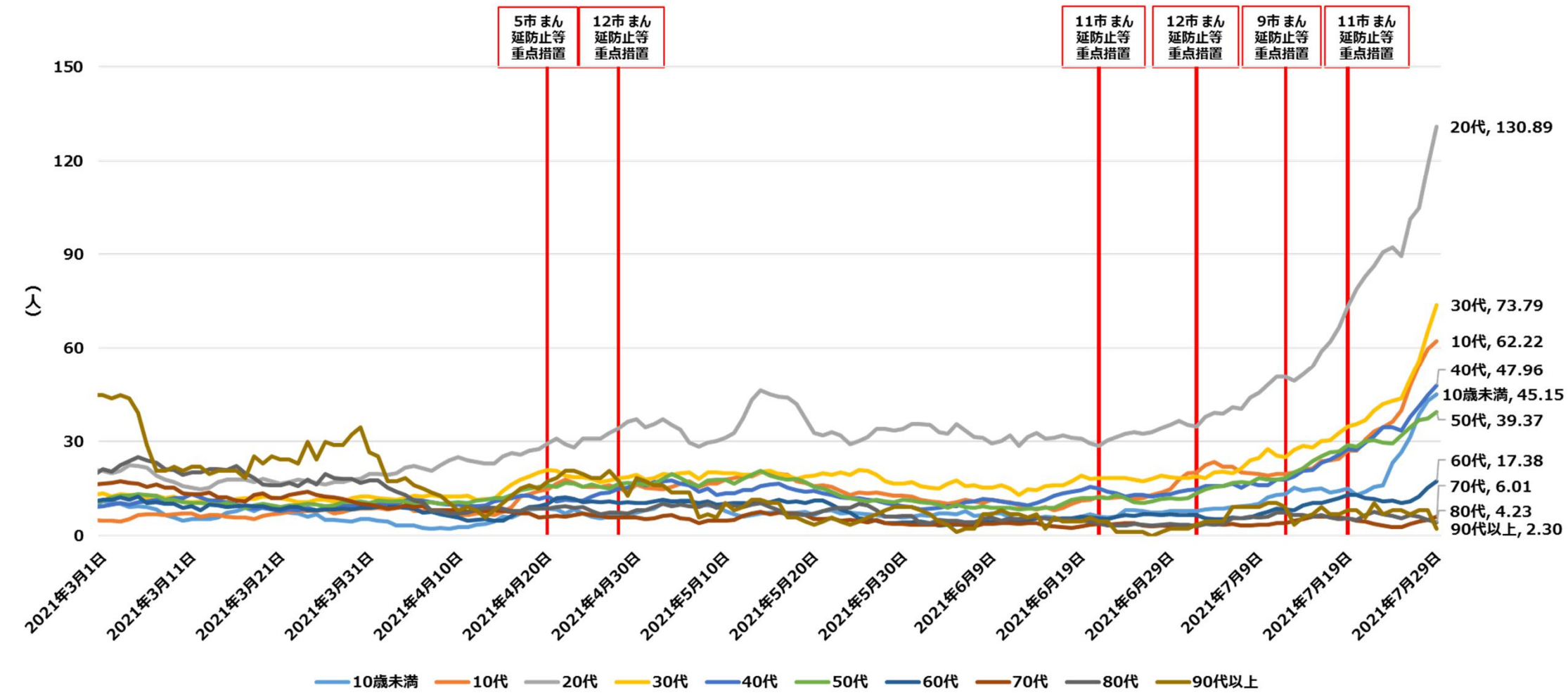
市町村別 1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数（東葛北部）



市町村別 1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数（印旛地域）



人口10万人当たり 年代別 新規感染者数推移



〈公表日ベース 7日間合計値 人口は令和2年4月1日（千葉県年齢別・町丁字別人口） 7月29日発表分まで〉

本資料の内容については、本日中に示される予定の国の事務連絡の内容を踏まえ修正することがあります。

案

令和3年7月30日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

令和3年7月30日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、8月2日から31日までの間、緊急事態措置を実施すべき区域として、千葉県を公示するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び近隣都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

1 基本的対処方針の概要 《内容の変更》

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の強化を図るとともに、人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための取組を行うなど、徹底した感染防止策に取り組む。

2 県における基本的な考え方 《内容の変更》

- ① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図る。
- ③ 人の流れを抑制するための措置等を講じるなど、徹底した感染防止策に取り組む。
- ④ 県一丸となって感染防止対策に取り組むこととし、地域は千葉県全域、期間は国の方針を踏まえ8月2日から31日までとする。

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

期間：令和3年8月2日（月）から31日（火）まで 《内容・根拠条項の変更》

(1) 県民の皆様へ

○ 不要不急の外出自粛を徹底 ～昼夜を問わず、徹底！～【第45条第1項】

日中も含め、不要不急の外出・移動は自粛してください。特に、

- ・20時以降の不要不急の外出自粛
- ・外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じしていない飲食店等の利用を厳に控えること

を徹底してください。

不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控え、どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査を検討してください。

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は自粛してください。

お盆、長期休暇中にあっても、不要不急の外出・移動は自粛してください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

○ 基本的な感染対策を徹底 ～会話するときはマスクを着用～【第24条第9項】

「3つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、感染対策を徹底してください。

※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

「10のポイント」

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf

「新しい生活様式の実践例」

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf

「感染リスクが高まる「5つの場面」」

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03_5scenes.pdf

○ **飲食時の注意** ～昼夜や場所を問わず黙食・少人数で～【第24条第9項】

飲食時は黙って食べましょう。

会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。

同居家族以外ではいつも近くにいる人と、少人数でお願いします。

飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。

換気が良く、座席間の距離が確保されているか、又は適切な大きさの亚克力板等が設置され、混雑していない店を選び、食事は短時間でお願いします。

自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」は控えてください。また、飲酒を伴わないホームパーティ等もお控えください。

(2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ【第24条第9項】

【留意事項】

- イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。
- 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底してください。
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨してください。
- 参加者が1,000人を超えるようなイベント等を開催しようとする場合には、事前に県に相談をお願いします。例えば、大規模集客施設・商業施設等において行われるオープニングセレモニーその他の集客活動についても、イベントと同様に相談をお願いします。
- ※ 事前相談についての詳細については、千葉県ホームページの「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を御確認ください。
URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan-2.html>
- ※ その他の留意事項や以下の開催制限の目安等の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。
URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

【開催制限の目安等】

- **令和3年8月2日（月）から31日（火）まで**
- ※ 今後の感染状況等を踏まえ、期間及び要請内容を変更する場合があります。
収容率：**50%以内**
かつ
上限人数：**5,000人以下^{※1}**

開催時間：21時まで（ただし、無観客で開催される催物等を除く）

○ 令和3年9月1日（水）以降

感染状況等を踏まえ、改めて判断しますが、下記に御留意ください。

※ 参考（内容は変更となる場合があります。）

9月1日以降、緊急事態宣言が解除（経過措置へ移行）された場合は、約1か月間程度、以下の取扱いとする見込みです。この目安を超える入場券等の販売は慎重に判断してください。

収容率：100%（大声なし^{※2}）又は50%（大声あり^{※3}）

人数上限：「5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方

※1 上記の上限人数の基準は、令和3年8月2日までに販売された入場券等、及び8月1日までに開催されるイベントの入場券等であって、7月9日に示された目安を超えない範囲で販売された入場券等に限り、上記の目安は適用せず、8月2日までに販売した入場券等はキャンセル不要と扱います。

※2 大声での歓声、声援等が想定されない催物の判断については、実態に照らして、個別具体的に判断されます。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能です。

※3 大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限り。）内では座席等の間隔を設ける必要はなく、50%を超える場合があります。

（「同一グループ（5名以内に限り。）内では座席等の間隔を設ける必要はない」としているのは、家族等の日頃行動を共にするグループ内であれば、催物中、間隔を空けずに着席しても、感染リスクは大幅には増加しない（日頃の行動における感染リスクと比べれば捨象しうる）と考えられるためです。）

※ 上記以外の条件の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

[URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html)

(3) 事業者の皆様へ

① 県内全域の事業者等の皆様へ【第24条第9項】

○ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、「出勤者数の7割削減」を目指してください。

○ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。

○ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進してください。

○ 職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」

等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。

- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）は早めに消灯するようお願いします。
- 飲食につながる会合は、自粛してください。
- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン*が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- 徹底した換気を行ってください。例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
《二酸化炭素濃度測定器を使用する際の留意事項》
(千葉県ホームページ)
https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/co2_ryuuiten.pdf
- 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行ってください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

※業種別のガイドライン

(内閣官房ホームページ)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

※「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>

※「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/torikumi5point.pdf>

- ② 県内の「飲食店*¹」・「遊興施設*²のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店」・「結婚式場」・「施設（飲食店を除く）*³」の皆様へ

別表に記載した要請やお願いの内容に従ってご協力をお願いします。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。

食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、

テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、休業要請・営業時間短縮要請の対象から除きます。

- ※3
- ・ イベント関連施設：劇場、観覧場、演芸場、映画館、集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
 - ・ イベントを開催する場合がある施設：運動施設又は遊技場の一部（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど）、博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など（図書館を除く）
 - ・ 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設：物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない商品の売り場を除く）、運動施設又は遊技場の一部（マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど）、遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）
 - ・ 上記以外の施設：幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車教習所、学習塾等、図書館、葬祭場

県の協力要請に応じていただいた以下の事業者には協力金を支給します。

①県内の飲食店等

②床面積が1000㎡を超える大規模施設等

※ 原則として、全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。（8月2日から御協力いただけなかった場合においても、8月6日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月31日までの日数分を支給します。）

※ 申請方法、必要書類については、別途、発表します。協力金の申請時に、チェックリストや休業又は営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類等を提出していただきますので、書類等の作成・保管をお願いします。

※ 飲食店の感染防止対策を徹底するため、見回りを行います。

③ 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者の皆様へ

- 下表に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「3つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、事業の継続をお願いします。

区分	事業内容	
医療体制の維持	病院、薬局、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売 等	
支援が必要な方々の保護の継続	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係 等	
国民の安定的な生活の確保	インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター 等
	飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	生活必需物資供給関係	家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	宅配・テイクアウト	—

	生活必需品の小売り関係	百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア 等
	家庭用品のメンテナンス関係	配管工・電気技師 等
	生活必需サービス	銭湯、理美容、ランドリー、獣医 等
	ごみ処理関係	廃棄物収集、運搬、処分 等
	冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者 等
	メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者 等
	個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備 等
社会の安定の維持	金融サービス	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス 等
	物流・運送サービス	鉄道、バス、タクシー、トラック、郵便 等
	国防に必要な製造業・サービス業の維持	航空機、潜水艦 等
	企業活動・治安の維持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係 等
	安全安心に必要な社会基盤	河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理 等
	行政サービス等	警察、消防、その他行政サービス
	育児サービス	託児所 等

4 その他の事項 《変更なし》

① 「GoToイート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけを継続します。(当面の間)

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

※ 食事券の利用期限は9月30日までとされています。

② 「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止を継続します。(当面の間)

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

また、全ての宿泊優待券の利用期限は令和3年9月30日チェックアウトまでです。

【問合せ先】

下記以外

取材対応： 健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

飲食店の営業時間短縮に関する事

取材対応： 健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

ただし、協力金の申請手続きに関する事

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL 043-223-2709

一般問合せ（専用コールセンター）（飲食店） TEL 0570-003-894

（大規模施設等） TEL 0120-297-107

ただし、飲食店の見回りに関する事

商工労働部企業立地課 TEL 043-223-2437

Go To イートに関する事（4①関係）

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL 043-223-2790

一般問合せ（Go To イート千葉県事務局） TEL 0570-052-120

ディスカバー千葉に関する事（4②関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL 043-223-2484

一般問合せ（一般コールセンター） TEL 0570-054-389

別表

事業者の皆様への要請及びお願い (3(3)②関係)

該当する事業者の皆様にあつては、3(3)①のほか、以下の内容について御協力をお願いします。なお、以下のほか、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底等、「3(3)事業者の皆様へ①」に記載されている事項を徹底してください。また、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するようお願いします。

根拠法令 法：新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

施設の種別 (国の通知による区分)	要請内容等
<p>「飲食店※¹」・「遊興施設※²」のうち、食品衛生法における飲食店営業許可を受けている飲食店及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店（ただし、次の「☆上記以外の施行令 11 条施設」に示す施設を除く）</p>	<p>法45条②</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店及びカラオケ店は休業。 ただし、酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取りやめる場合は、営業時間の短縮（「20時から5時」は営業しない。） 上記以外の飲食店は、営業時間の短縮（「20時から5時」は営業しない。） 下表1の感染防止対策の徹底 <p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 店内での会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する
<p>食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている結婚式場 ※ 結婚式をホテル又は旅館で行う場合も同様の条件とする。</p>	<p>法45条②</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒類又はカラオケ設備を提供する結婚式場は休業。 ただし、酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取りやめる場合は、営業時間の短縮（「20時から5時」は営業しない。） 下表1の感染防止対策の徹底 <p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 店内での会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する <p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 1・5時間以内で、なるべく少人数（50人又は収容定員50%のいずれか小さい方）で開催

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、休業要請、営業時間短縮要請の対象から除きます。

施設の種別（国の通知による区分）	要請内容等	
	1000㎡超え	1000㎡以下
施行令 11 条施設 (I) イベント関連施設等 <ul style="list-style-type: none"> 劇場、観覧場、演芸場、映画館 集会場、公会堂 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） (II) イベントを開催する場合がある施設 <ul style="list-style-type: none"> 運動施設又は遊技場の一部 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など（図書館を除く） 	<u>法 24 条⑨</u> <ul style="list-style-type: none"> 営業時間の短縮 （「20時から5時」は営業しない。ただし、イベントの開催の場合は21時まで可。） ※ 映画館については、上映時間を含め 21 時までの営業時間とする <ul style="list-style-type: none"> 収容定員が設定されている場合は、5000 人以下、収容定員の 50%以内で運用 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）の確保 下表 1 の感染防止対策の徹底 店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）及びカラオケ設備の使用自粛 <u>お願い</u> <ul style="list-style-type: none"> 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照） 	<u>お願い</u> <ul style="list-style-type: none"> 営業時間の短縮 （「20時から5時」は営業しない。ただし、イベントの開催の場合は21時まで可。） ※ 映画館については、上映時間を含め 21 時までの営業時間とする <ul style="list-style-type: none"> 収容定員が設定されている場合は、5000 人以下、収容定員の 50%以内で運用 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）の確保 下表 1 の感染防止対策の徹底 店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）及びカラオケ設備の使用自粛 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照）
施行令 11 条施設 (III) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設 <ul style="list-style-type: none"> 物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）、 運動施設又は遊技場の一部 マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど 遊興施設の一部 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く） 	<u>法 24 条⑨</u> <ul style="list-style-type: none"> 営業時間の短縮 （「20時から5時」は営業しない。） 下表 1 の感染防止対策の徹底 店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）及びカラオケ設備の使用自粛 <u>お願い</u> <ul style="list-style-type: none"> 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照） 	<u>お願い</u> <ul style="list-style-type: none"> 営業時間の短縮 （「20時から5時」は営業しない。） 下表 1 の感染防止対策の徹底 店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）及びカラオケ設備の使用自粛 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照）

※ 施行令 11 条施設 (I) イベント関連施設等、(II) イベントを開催する場合がある施設で開催されるイベントについて、無観客で開催される場合は、営業時間の短縮要請の対象外とします。

☆上記以外の施行令 11 条施設	
施設の種別（国の通知による区分）	要請内容等
幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、	お願い 感染防止策の徹底、感染リスクの高い活動等を控えること 大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施
自動車教習所、学習塾等	お願い 感染防止策の徹底、オンラインの活用等
図書館	お願い 感染防止策の徹底、入場者の整理等
ネットカフェ・マンガ喫茶	お願い 感染防止策の徹底、入場者の整理等 酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）・カラオケ設備の使用自粛
葬祭場	お願い 感染防止策の徹底、酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）自粛

下表 1 感染防止対策について

- 徹底した換気を行ってください。
 - ※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
 - ※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 飲食をする場においては、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。
 - ※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。
- 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。
- 店舗入口及び店内に、「食事中以外のマスクの着用をお願いする」旨を掲示又は呼びかけを行ってください。
- マスク着用のお願いについて、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
- 店舗入口及び店内に、「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
- 人と人が対面する場において、アクリル板など、会話により飛散する飛沫を遮ることができる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。
- 従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促していただくようお願いします。
- 入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導をお願いします。
- 事業所の消毒をお願いします。

下表2 人数管理・人数制限等の例示

- 施設全体での措置
 - ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
 - ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う
- 売場別の措置
 - ・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
 - ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
 - ・ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

(案)

緊急事態宣言の発出に伴う県有施設の利用制限について

令和3年7月30日

総務部

令和3年7月30日に開催された千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議での議論を経て決定された、本県の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について」を踏まえ、県有施設の利用制限を実施します。

1 対象期間

緊急事態宣言の発出期間中

2 利用制限を実施する施設について（40施設）

- ・ 幕張メッセ国際展示場、文化会館、青少年教育施設、図書館、運動施設など
- ・ その他（研修室、会議室等の屋内施設）

※ 各施設の利用制限の状況は、別添のとおりです。

なお、今後の感染状況によって、変更する場合があります。

担当：総務部 行政改革推進課

電話：043-223-2046

令和3年8月2日から8月31日までの県有施設の利用制限について

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
1	千葉市	図書館	千葉県文書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・ビデオ視聴室は閉鎖 ②なし	総務部	政策法務課 043-223-2152
2	千葉市	その他	千葉県男女共同参画センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ・会議室の収容人数50%以下 ②なし	総合企画部	男女共同参画課 043-223-2379
3	千葉市	運動施設	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ②なし	健康福祉部	障害者福祉推進課 043-223-2340
4	千葉市	文化会館等	千葉県文化会館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
5	千葉市	文化会館等	青葉の森公園芸術文化ホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
6	千葉市	展示場	幕張メッセ国際展示場 (日本コンベンションセンター国際展示場)	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	商工労働部	経済政策課 043-223-2733
7	千葉市	図書館	千葉県立中央図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
8	千葉市	その他	千葉県総合教育センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・研修参加人数 ②なし	教育庁	学習指導課 043-223-4052
9	千葉市	美術館	千葉県立美術館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
10	千葉市	博物館	千葉県立中央博物館本館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～16時30分→10時～16時30分) ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
11	千葉市	運動施設	千葉県総合スポーツセンター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～19時) ・利用人数 ②なし	教育庁	体育課 043-223-4106
12	市川市	博物館	千葉県立現代産業科学館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～16時30分→9時～15時30分) ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
13	船橋市	その他	千葉県消費者センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・研修室、研修ホール、閲覧室の利用を 終日制限 ・来所相談を終日制限 ②なし	環境生活部	くらし安全推進課 043-223-2292
14	船橋市	公園等	千葉県立船橋県民の森	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・バーベキュー施設を終日閉鎖 ②なし	農林水産部	森林課 043-223-2947
15	館山市	文化会館等	千葉県南総文化ホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
16	館山市	公園等	千葉県立館山運動公園	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・体育館、庭球場、トレーニング室、 会議室の時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ②なし	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930
17	木更津市	文化会館等	かずさアカデミアホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・会議室等の利用制限(～20時) ・入口の閉鎖(予約の無い日) ②施設収容人数の制限	商工労働部	企業立地課 043-223-2443
18	松戸市	その他	千葉県西部防災センター	休館	防災危機管理部	防災政策課 043-223-2176
19	松戸市	図書館	千葉県立西部図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
20	野田市	博物館	千葉県立関宿城博物館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
21	東金市	宿泊施設	千葉県立東金青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
22	旭市	文化会館等	千葉県東総文化会館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
23	旭市	図書館	千葉県立東部図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
24	習志野市	運動施設	千葉県国際総合水泳場	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～19時30分) ・ジャグジー、採暖室、トレーニング室 ②なし	教育庁	体育課 043-223-4106
25	柏市	その他	千葉県東葛テクノプラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・会議室の利用制限(～20時) ②施設収容人数の制限	商工労働部	産業振興課 043-223-2718
26	柏市	公園等	千葉県立柏の葉公園	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・体育館、総合競技場、庭球場、茶室、 トレーニング室、会議室の時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ②なし	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930
27	柏市	文化会館等 /運動施設	さわやかちば県民プラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～17時) (ただし、予約済は除く) ・利用人数 ・1部屋の貸出を1日1団体 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
28	柏市	宿泊施設	千葉県立手賀の丘青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
29	勝浦市	博物館	千葉県立中央博物館 分館海の博物館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
30	我孫子市	文化会館等 /運動施設	千葉県福祉ふれあいプラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時30分→9時～19時) ②なし	健康福祉部	高齢者福祉課 043-223-2328
31	鴨川市	公園等	千葉県立内浦山県民の森	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・バーベキュー施設の利用を終日制限 ・文化体育館、会議室の時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ②なし	農林水産部	森林課 043-223-2947
32	鴨川市	宿泊施設	千葉県立鴨川青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
33	君津市	公園等	千葉県立清和県民の森	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・バーベキュー施設を終日閉鎖 ②なし	農林水産部	森林課 043-223-2947
34	君津市	宿泊施設	千葉県立君津亀山青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
35	富津市	公園等	千葉県立富津公園	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・野外劇場、トレーニング室、屋内プールの 時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ・屋外プール(ジャンボプール) の人数制限 ※開設期間中 ②なし	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930
36	香取市	宿泊施設	千葉県立水郷小見川青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
37	香取市	博物館	千葉県立中央博物館 大利根分館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
38	栄町	博物館	千葉県立房総のむら	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
39	東庄町	公園等	千葉県立東庄県民の森	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・バーベキュー施設を終日閉鎖 ②なし	農林水産部	森林課 043-223-2947

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
40	大多喜町	博物館	千葉県立中央博物館 大多喜城分館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127

緊急事態宣言の発令に伴う県の主な取組について（検討中のものを含む）

令和3年7月30日

新型コロナウイルス感染症対策本部

○ 普及啓発

- ① 年代に応じたメッセージの発信強化
 - ・ 20代・30代の行動抑止への注意喚起の徹底
 - ・ 40・50代への感染防止行動の推進
 - ・ 若者に向けたワクチン接種の推奨 等
- ※ 市町村等との連携
- ② 出口の提示
- ③ 1都3県共同メッセージの発信

○ 医療提供体制の強化

- ① 病床確保計画 : フェーズ3の全県適用 ⇒ フェーズ4への移行
- ② 自宅療養 : パルスオキシメーターの全員配付、療養者の体調急変時の医療体制の確保（往診医療機関の更なる確保、在宅酸素体制の整備等）
- ③ 宿泊療養施設 : 新たなホテルの確保
- ④ ワクチン接種 : 市町村による一般接種の支援、集団接種の実施
- ⑤ その他
 - ・ 抗体カクテル療法に関する要望（外来優先使用、治療薬の首都圏への重点配分）
 - ・ 感染症重点医療機関の職員等を対象としたこころの健康対策（精神保健福祉センターによる出張相談等）

○ 保健所の負担軽減のための業務の見直し等

○ 飲食店・経済界への要請等について

① 飲食店

- ・ 要請事項の徹底等
 - ・ 感染防止対策、時短の遵守、酒類提供ルールの徹底のための全県悉皆調査
 - ・ 非協力店に対する夜間調査、要請の繰り返しの実施。
 - ・ これまでの要請に協力いただいた店舗の公表と、優先的な利用の呼び掛け。
- ・ 協力金の迅速な支給
 - ・ 7月11日までの要請分について、
審査人員の大幅増強による支給の迅速化（現時点で80%以上を支給済み）
 - ・ 7月12日から8月31日までの要請分について
 - ・ 早期給付（70万円先払い）の着実な実施
（申請後1週間程度での早期給付を実施中）
 - ・ 要請期間終了後、残額の速やかな受付開始と短期間での支給
- ・ 認証制度の着実な実施
早期全県展開による感染防止対策の底上げ

② 経済界への要請

- ・ テレワーク徹底等の更なる呼びかけ
- ・ 休暇取得・勤務時間の分散

○ 子どもの安全安心対策

教育活動の機会確保のための方策（別紙）

緊急事態宣言中の児童生徒等の教育活動の機会確保のための方策

県教育庁

児童生徒等の体験や発表の機会は、二度とない貴重な経験となるばかりでなく、その後の児童生徒等の成長にも大きな影響を与える大切な教育の場である。

教育活動を一律に中止とするのではなく、可能な限りの感染防止対策を万全にするとともに、地域の感染状況によっては実施時期や実施方法を見直すなど、実施に向けた検討を十分に重ねた上で、判断する。

1 日常的な感染防止対策の徹底

- ・ 基本的な感染防止対策の指導の徹底（手洗い、マスクの着用等）
- ・ 活動前の健康観察の徹底
- ・ 感染リスクの高まる昼食を挟まない活動時間の設定
- ・ 移動の際の飲食や寄り道をせず、速やかな帰宅の指導の徹底
等

2 教育活動の機会の確保

- ・ 各種大会など、校外での活動に参加する場合は、主催者等の定める感染防止対策を遵守するとともに、会場への往復でも寄り道等をしないよう指導を徹底
- ・ 宿泊体験学習等の学校行事については、万全の感染防止対策を講じるとともに、実施時期や実施方法の見直しも含めて、十分に検討した上で実施

※県として具体的な支援等について検討中

病床確保計画におけるフェーズについて

令和3年7月30日
千葉県新型コロナウイルス
感染症対策本部

今後、重症患者や中等症患者など入院患者の状態等を総合的に勘案し、本部長が必要と判断した場合には、フェーズ4に移行することとする。

1 感染症の発生状況について

	7月29日時点の数値	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
新規感染者数 (直近7日間平均)	425.9人 (前週比 1.61)	—	—
新規感染者数 (直近7日間合計 10万人あたり)	47.63人	15人/10万人 /週以上	25人/10万人 /週以上
病床のひっ迫具合 (病床全体) (現時点の確保病床数の占有率)	48.5% (618人/1,275床)	20%以上	50%以上
病床のひっ迫具合 (重症者用病床) (現時点の確保病床数の占有率)	26.7% (27人/101床)	20%以上	50%以上
療養者数 (人口10万人あたりの全療養者数)	54.55人	20人/10万人 /週以上	30人/10万人 /週以上
ホテル稼働率 (ホテル療養者数/確保部屋数)	46.4% (470人/1,012室)	—	—

2 現状の分析

- 新規感染者数については、前週比60%以上の増加となっている。
また、人口10万人あたりの新規感染者数、全療養者数で国指標のステージⅣ相当となっている状況である。
病床がひっ迫しつつある地域から他地域への保健所管内を越えた広域的な搬送も増加しており、全県的な対応が必要となっている。

3 今後の方針

- 重症患者や酸素投与を必要とする中等症患者など、入院患者の状態等を総合的に勘案して、対象区域等を含め、本部長の判断で、フェーズ4に移行することとする。
※ フェーズ4において確保している病床数は、予定入院・手術の延期等の一般医療の抑制や、救急医療の制限を行ったうえで、緊急的に最大限に確保できる病床数として医療機関から提出されたものである。
フェーズ4においては、最大確保病床数に基づき、災害医療の考え方も参考に医療資源を有効活用し、より多くの生命を救うという立場で運営を考える。

4 これまでの経緯

- ・ 5月28日：現行の病床確保計画を策定
- ・ 6月7日：全県フェーズ2で運用を開始
- ・ 7月19日：千葉、東葛南部、東葛北部、印旛、香取海匝及び市原圏域をフェーズ3へ移行
- ・ 7月29日：山武長生夷隅、安房及び君津圏域をフェーズ3へ移行し、全県フェーズ3で運用

【参考】病床確保計画

フェーズ		1	2	3	4
		入院が必要な人は入院		優先順位をつけた入院	
総療養患者数		1000	2000	4000	7000
入院療養	即応病床数	750	1275		1383
	重症病床数	70	101	101	127
ホテル療養	確保ホテル部屋数	1012			
自宅療養	自宅療養者数	100	700	2600	5300
新規感染者数		100	200	400	700
国のステージ（目安）		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ

新型コロナウイルスワクチンの接種について

1 高齢者（65歳以上）へのワクチン接種状況（令和3年7月29日現在）

	人 口	1回目接種	2回目接種
千葉県	1,702,637人	1,453,743人 (85.38%)	1,199,099人 (70.43%)
東京都	3,122,050人	2,604,341人 (83.42%)	2,245,941人 (71.94%)
神奈川県	2,304,899人	1,962,638人 (85.15%)	1,718,737人 (74.57%)
埼玉県	1,935,968人	1,662,939人 (85.90%)	1,353,700人 (69.92%)
全 国	35,486,339人	30,415,815人 (85.71%)	25,940,633人 (73.10%)

※ いずれも内閣官房 I T 総合戦略室（政府CIOポータル 新型コロナワクチンの接種状況）による

新型コロナウイルスワクチンの接種について

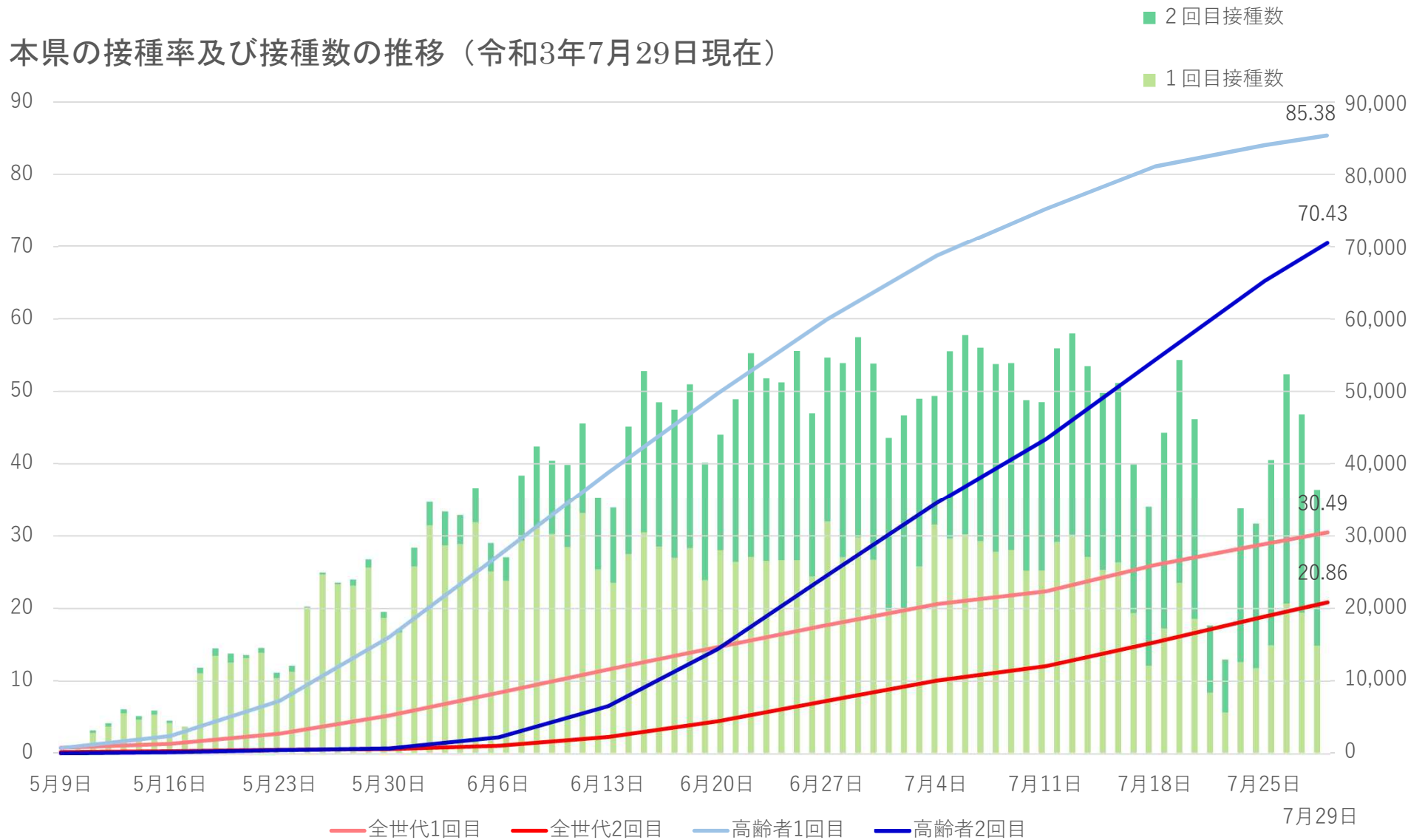
2 全世代の接種状況（令和3年7月29日現在）

	人 口	1回目接種	2回目接種
千葉県	6,319,713人	1,926,587人 (30.49%)	1,318,316人 (20.86%)
東京都	13,834,804人	4,440,655人 (32.10%)	2,748,810人 (19.87%)
神奈川県	9,209,387人	2,784,324人 (30.23%)	1,983,762人 (21.54%)
埼玉県	7,390,043人	2,154,875人 (29.16%)	1,475,215人 (19.96%)
全 国	127,128,905人	42,341,441人 (33.31%)	29,414,470人 (23.14%)

※ いずれも内閣官房 I T 総合戦略室（政府CIOポータル 新型コロナワクチンの接種状況）による

新型コロナウイルスワクチンの接種について

本県の接種率及び接種数の推移（令和3年7月29日現在）



新型コロナウイルスワクチンの接種について

3 県内の職域接種の状況

(1) 審査状況（7月29日現在） 申請受付開始6/8 接種開始日6/21

申請数	166件	
承認	65件	
不承認	31件	要件不足等
審査中	70件	

(2) 接種予定人数 ※承認済申請の総接種予定人数

約21万人	主な業種：製造業、小売業、大学、ホテルなど
-------	-----------------------

(3) 接種状況（7月21日現在） ※県ヒアリング調査

54会場	約10万5千人
------	---------